

工業統計調査について

1 調査の目的

我が国における工業（製造業）の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施した。

3 集計の対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所のうち以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）を対象としている。

- ・従業者4人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

4 調査の内容

事業所の名称・所在地、資本金額、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、在庫額、有形固定資産の状況、工業用地・工業用水の状況等。

従業者数4人以上29人以下の事業所については、調査項目を減らし簡易調査を行っている。

5 調査期日及び調査期間

平成29年工業統計調査は、平成29年6月1日現在で実施し、「事業所数」、「従業者数」は調査日現在の数値であり、「製造品出荷額等」など活動実績を表す調査項目は平成28年1月1日から12月31日までの1年間の実績である。

なお、調査期日について、平成26年調査以前は毎年12月31日であったが、平成29年調査から毎年6月1日に変更されている。ただし、経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）の対象年は工業統計調査を中止し、経済センサス-活動調査の製造業調査票等により工業統計調査と同様の事項について調査している。

6 調査の方法

- (1) 調査員調査として、調査票の配布と収集は、知事の任命した工業調査員が市町村長の指揮監督のもとに行い、事業所の管理責任者による自計申告（オンライン回答を含む）とした。
- (2) 一定要件に該当し経済産業大臣が指定した事業所等については、調査票の配布と収集（オンライン回答を含む）は、経済産業大臣が直接実施した。

7 主な利用事例

地域産業活性化政策、工場立地対策、中小企業対策等各種施策の立案・実施のための基礎資料、産業連関表、国民経済計算、県民所得計算等の基礎資料、各種白書（ものづくり白書、中小企業白書等）の基礎資料などとして幅広く利用されている。

利 用 上 の 注 意

1 主な用語の説明

(1) 事業所数

一般に工場、製作所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて、主として製造または加工を行っているもの（事業所）（*1）の調査期日現在（平成29年及び平成28年調査は6月1日、平成23年調査は平成24年2月1日、その他は各年12月31日。以下同じ。）の数である。

（*1）「製造小売業」は日本標準産業分類における「大分類I-卸売・小売業」に属するため、調査の対象としていない。

(2) 従業者数

調査期日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

算式は次のとおり。

従業者数 = ①個人業主及び無給家族従業者 + ②有給役員 + 常用雇用者（③正社員・正職員として人 + ④③以外の人（パート・アルバイトなど）） - ⑦送出者 + ⑧出向・派遣受入者

(3) 製造品出荷額等

調査対象年（平成29年及び平成28年調査は表示年次の前年1年間、その他は表示年次1年間。以下同じ。）における製造品出荷額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、加工賃収入額、その他の収入額（転売収入、修理料収入等）の合計である。

(4) 現金給与総額

調査対象年中に常用雇用者及び有給役員のうち当該事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額等（常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額など）の合計である。

(5) 原材料使用額等

調査対象年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計である。

(6) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上）

次の算式により計算した額。

有形固定資産投資総額 = 土地の取得額 + 有形固定資産(土地を除く)の取得額 + 建設仮勘定の年間増減

2 統計表中の記号

「－（ハイフン）」・・・該当数値なし。

「 0.0 」・・・四捨五入のため単位未満

「 ▲ 」・・・マイナス

「 X 」・・・該当事業所の数が1又は2の場合、申告者の秘密保護のために秘匿した箇所。
 なお、1又は2の事業所に関する数字がその前後等の関係から判明する場合は、
 該当事業所の数が3以上でも必要箇所は「X」で表示している。

3 産業中分類の略称

「調査結果の概要」の本文及び統計表における産業中分類の名称については、略称を用いており、正式名称は次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類(*2)
09 食料品	食料品製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11 織 維	繊維工業
12 木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家 具	家具・装備品製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印 刷	印刷・同関連業
16 化 学	化学工業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22 鉄 鋼	鉄鋼業
23 非鉄金属	非鉄金属製造業
24 金属製品	金属製品製造業
25 はん用機械	はん用機械器具製造業
26 生産用機械	生産用機械器具製造業
27 業務用機械	業務用機械器具製造業
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機器	電気機械器具製造業
30 情報通信	情報通信機械器具製造業
31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
32 その他製品	その他の製造業

(*2) 1つの事業所が複数の中分類に属する製造品の出荷や賃加工を行っている場合は、主な収入額によって産業分類を決定している。このため同一の事業所であっても、年によってそれぞれの出荷額・加工賃収入額の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

4 集計区分の説明

(1) 規模層区分

小規模層	4人～ 29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

(2) 地区別区分

東部地区	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
豊肥地区	竹田市、豊後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、豊後高田市、宇佐市

5 その他

- (1) 単位未満の数字は四捨五入することを原則としたので、総数と内訳とが一致しない場合がある。
- (2) 表中の増減率や構成比については、原数値から算出しているため、当該表中の数値により算出した値とは一致しない場合がある。
- (3) 構成比については小数点第1位までの表示であるため、内訳の合計が100.0%になるとは限らない。
また、図中では四捨五入により整数として表示している。
- (4) 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計されている。
- (5) 平成28年経済センサス-活動調査の事業所数、従業者数については、製造業調査票の調査事項に比べて簡素化した個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等の経理事項については、個人経営調査票による調査分を含まない集計結果である。
- (6) 工業統計調査と経済センサス-活動調査は、母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることから、比較に際しては留意されたい。
- (7) この速報値は、後日経済産業省が公表する「工業統計表」及び本県が公表する確報の数値とは相違することがある。

6 内容についての問い合わせ先

本速報についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課産業統計班（電話 097-506-2449）

関連する調査結果については下記ホームページからご覧になれます。

◆大分県の統計…<http://www.pref.oita.jp/site/toukei/>

◆工業統計調査(経済産業省)…<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

◆平成28年経済センサス活動調査(総務省)…<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/>